

熊本大学法学会発行

熊本法学 第五十三号（一九八七年九月）抜刷

## 中世オーストリア法における高級裁判と低級裁判の一問題（二・完）

——証明手続の分担をめぐって——

若曾根 健治

## 中世オーストリア法における

### 高級裁判と低級裁判の一問題（二・完）

——証明手続の分担をめぐって——

若曾根 健治

#### 目次

- 一 はしがき
- 二 ハンス・ヒルシェの所論
- 三 ヘルマン・バルトルの見解（以上五十二号）
- 四 諸文書からの考察（以下本号）
- 五 あとがき

## 四

— 本節では主として、証明分担手続の対象となつた犯罪者との犯罪(II)、および分担手続の諸態様(III)について判告諸文書さてがかりに具体的な画像を描くことになるが、ただ、これに直ちに移る前に、まず(一)、証明分担手続の背景となり、もしくは前提となつてゐた、高級裁判所と低級裁判所との刑事手続面における関係につき大筋概要を与えておくのが便宜と思われる。そこで以下では、刑事手続において高級裁判所と低級裁判所とが、一つには(a)、その活動を明瞭に分けもつたこと、他には(b)、にもかかわらず、両裁判所が共同で手続をおしすすめる側面のあつたことの二点の問題を叙述の中心に据えて行きたい。

(a) 低級裁判所と高級裁判所とが相対峙し、刑事手続を分けもつたのは、低級裁判所から高級裁判所への犯罪者の引き渡しの手続によく現われている。低級裁判所側は所定の引き渡し手続を遵守し犯人を高級裁判所側に引き渡すことによつて、引き渡し以後に起こりうる不測の、あるいは予想される事態について責任を負うのを避けようとした。これをいわゆる三の判告文書でもつて示せば、例えば、シニタイアマルクにおけるベネディクト派修道院ゲスの一所領について次の如く述べられている(十五世紀)<sup>(52)</sup>。「有害な人間」(ein schedlicher man)が修道院領に到来し、こゝで捕縛されるとあれば、領主裁判官("aumtmann")は「の血をリント裁判官("lantrichter")」<sup>(53)</sup>といし使者(potschafft)をもつて伝達する。」の後で、被捕縛者の所持せるもの("daß gueit")<sup>(54)</sup>は領主に没収され、身柄のみが、必要最少限の衣類を着けさせられ("als er mit gürln umbaugen ist")<sup>(55)</sup>。低級裁判所領域の所定の境界において、また所定の日時にラント裁判官へ引き渡される。」の引き渡しの際には当該被疑者は縛めを解かれ("ungebunden")<sup>(56)</sup>。もしラント裁判官が被疑者の引き取りに現われないとあは、領主裁判官はそれでも三度呼ばれる。にわかかねば、ひそにかれが姿

を見せぬ場合にば、被疑者は「桿」(Halm) ふるふせ「縫り糸」(Zwirnsfaden) ふるひて身柄を拘束され(„so pint man in ain rugkhalben oder an ein zwirnfaden“)、領主裁判所とラント裁判所との境界地に放置されるが<sup>(83)</sup>、しかしこれは修道院側は正規に弓を渡し事務を完了せたりととなり、もはや被疑者について責任を負わぬ(„also ist daß gotbhauß ledig von im“)。

また低部オーベルリート、マルクト・アイシニアテッテンの判告文書(十五世紀末葉)<sup>(84)</sup>、「徘徊窃盜犯」(ain streichender diep) がマルクトに到り、訴追者たるラント裁判官によつてマルクトの裁判官がその身柄の弓を渡しを求めるれるにあだ。当該窃盜犯を捕捉し、心のほかマルクトにアルヒト田間置キ(„der richter soll den diep behalten unzt an den dritten tag“)。この間、被疑者が衣類に帯びたる所持品(„was der dieup ob der gürtl bei im hat“) がマルクト裁判官によって没収される。かくして、三日目に窃盜犯容疑者は所定の弓を渡し場所におけるラント裁判官に弓を渡されるゝことなるが、このアルヒト田間に裁判官はマルクト裁判官所属吏(nachrichter) は三度呼びかかられ、かれが出てせぬこと明らかにあだ。被疑者は「繰り糸」で繋がれ、低級裁判所側はいのちを取らむとする。その後で、仮りに被繫留者が逃亡する」とがあらうか、このことや、マルクトの裁判官も市民もいかなる責をもはや負わない(„kunft der deup darvon, so ist der richter noch die purger darumben niematz nichts pflichtig noch schuldig“)。ラント裁判官が低級裁判官がひる被疑者弓を渡しに応ぜず、弓を取りを怠たり、これがもひて被疑者がラント裁判官のものから逃れ去るような場合にひる、低部オーベルリートの一修道院の判告文書(十四世紀<sup>(85)</sup>) には、次の如く述べられてゐる。「徘徊窃盜犯」が右の如くラント裁判官の手から逃亡し、その後修道院にたゞし敵対し(absagen)、これに損害を及ぼせば、ラント裁判官は当修道院の „brotst von Herzogbureck“ 並びに全領民(„der ganzen geomain“)にたゞして、賠償金を支払い損害を補償せねばならぬ。併しラント裁判官のものから逃れ去つた窃盜犯人

が再度、低級裁判所領域に現われるとき、ラント裁判官が属吏を伴ない修道院領に入り、犯人を逮捕せんとするのは禁じられる。あえてこれを犯す場合は、低級裁判官は領民と共にラント裁判官の侵入を阻止し修道院領からかれを追い出し、その際の討ち合いから得られた戰利品は——軍馬であれ甲冑であれ——低級裁判所側に帰属する。なお、ラント裁判官の手を逃れ再度低級裁判所領域に出没する犯人そのものについて、手続がもはやラント裁判所ではなく、低級裁判所に移されたものかどうかは、当判告文書からは明瞭でない。<sup>(86)</sup>

これはともかくこのようにして、高級裁判所と低級裁判所とは両裁判所の最も通常の接触面たる犯罪人引き渡しの手続面で、相対時し、一種の対抗関係にあった。とくに注目すべきは、低級裁判所は高級裁判所（ラント裁判所）にたいして自己の裁判権の保持に努めたことである。なかでもこの後者の点に関しては、右述諸例に既に見えるように、低級裁判所は被疑者逮捕の際にかれが身に帯びていたもの（例えは盜品）の取得に絶えず注意を振り向け、これの確保を怠らなかつたのが特記されるべきである。高部オーストリアのある世俗領主の判告文書（一四六五）にはこれにつき、低級裁判所領域において逮捕された被疑者の有した「盜品は故障なくヘルシャフトに留保される」べきよう、<sup>(87)</sup>被逮捕者の引き取りの際にラント裁判官は低級裁判所側に誓約をなすべきものとされているほどである。判告文書に繰り返し現われる、被逮捕者の所持品にたいする低級裁判所側の権利主張から垣間うかがうに、被疑者の「身柄」のみを引き取つてその裁判を遂行せねばならなかつた高級裁判所<sup>(88)</sup>と比べて、低級裁判所が実質上得た、このような所持品取得から来る利益には相当大きなものがあつたことが推測される。<sup>(89)</sup>反面、被疑者引き取り以後ラント裁判所による断罪と処刑には、それ相応の経費——例えは処刑台の建設・維持や刑兵の職務について——が必要となつたものと思われるが、低級裁判所と異なつて実収入の伴なわざとも犯人処断に当たり得たラント裁判所の実力の中に、領邦国家権力の展開の一斑を読み取ることもあながち許されぬわけではないであろう。

(b) 次に、高級裁判所と低級裁判所との共同面に移ると、被疑者の逮捕の面における共同<sup>(91)</sup>の他に、断罪手続あるいは雪冤手続のうえで両裁判所が行動を共にした事例のひとつに、低部オーストリア、ザイテンシュテッテン修道院の一五一三年判告文書に知られるものがある。<sup>(92)</sup>これによると、同修道院の領民が「破廉恥事件によって」(vmb vnnerber Sach) 原告の手でラント裁判官に訴えられたとき、これを受けてラント裁判官は当該修道院領の裁判官(„hoffrichter“)に被告の被告の取り渡しを求める。これにたいし当低級裁判官は、当該被告の被疑事件の存否について他の領民に照会を發す(„erfragen“)。この照会を受けて被告の隣人仲間が「かれ(被告)は評判良き人間である(er ain fruner geleunter man seyy)」ことを保証すれば、低級裁判官はこの旨をラント裁判官に向け伝達し、手続はこれ以上は進行しない。ラント裁判官がこれに不満の意を明らかにすると、低級裁判官は修道院領において低級裁判所を設け、この裁判所において被告は自己の嫌疑を晴らし弁論を行なわねばならない。<sup>(92a)</sup>「(J)の裁判集会に」——と判告文書は続ける——「修道院領裁判官は四人の領民仲間を配し、ラント裁判官はこれに加え二名の自由人を送り込むべし」と。既述アムシュテッテンの判告文書によれば、ラント裁判官がマルクトの市民を非現行犯嫌疑でマルクトの裁判官にたまし引き渡しを求めるとき、かれ自身が、マルクトのブルクフリート内に裁判集会(„ain lantsrecht“)を設置し、当裁判所へマルクトの裁判官が被疑者を召喚する。ここにおいて訴えが提起され、被告はかれ自身の雪冤宣誓によつてか、さもなくば三名の評判良き者を伴ない宣誓を果たし、負わされた容疑を晴らすのである。<sup>(93)</sup>これらザイテンシュテッテン、アムシュテッテンの両例によると、低級裁判所領域において開催された裁判集会には、ラント裁判官が出席し、この高級裁判官と低級裁判官とは共同して刑事手続をすすめていた。ただ、このように低級裁判所領域に設けられた裁判集会にあつて、両裁判官のいづれが主導権を握っていたかについては、判告文書には明瞭には示されていない。<sup>(94)</sup>

以上、低級裁判所・高級裁判所間における証明分担手続の具体的な態様等の問題に入る前に、(a)(b)二点を指摘することと本稿が行なおうとしたのは、一方で、(a)例に見られる被疑者引き渡し手続を中心に低級裁判所と高級裁判所とが対抗関係にあったと同時に、他方では、(b)例におけるように逮捕や裁判の手続の面で両裁判所は行動を共にして、いたことを示そうとしたことにあり、しかも、これら対抗と共同の両関係が截然と分けられる、いのものではないことは、右(b)に掲げた事例の中の経緯から垣間うかがえるし、また、引き渡し手続はそれ自体低級裁判所から高級裁判所への刑事手続の引き継ぎなのであり手続の連続を示すものであり、一種の共同作業を意味するところから理解できるが、この点にも注意を喚起したかったからに他ならない。

証明分担手続の背景をなしていた、もしくはその前提となっていた、低級裁判所と高級裁判所との間に「」のような意昧の諸関係のあったことを踏まえて、以下では判告文書に現われた分担手続の実際問題に入つて行きたい。

二 そこで、証明の分担手続においてその対象となつていていた犯罪者とその犯罪の問題であるが、まず第一に、この犯罪者は判告文書において、ほぼ例外なく、「有害な人間」(schedlich man, schedliche person) と呼ばれていたことに注目しよう。

ところで一般に、「有害な人間」はまず第一に、同じく犯罪被疑者の中でも「評判のよい者」とは区別されて、「評判の悪い人間」とも指摘されており、この場合「評判のよい者」「評判の悪い人間」の間には刑事手続法上相違がある。低部オーストリア、マルクト・ニーダーグアルゼーの判告文書(一七〇五)によると<sup>(36)</sup>、ラント裁判官(„lantrichter“)がマルクト内のある犯罪被疑者をラント裁判所へと召喚せんとするときは、かれは当被疑者の引き渡しをマルクトの裁判官(„richter“)に求める。低級裁判官はこれに直ちに応ずるやうすべし<sup>(37)</sup>、当該被疑者の容疑内容について、マルクトの市民を聴取し、当被疑者が「評判のよい者か否か」(ob der mann leimding sei oder nicht)を確

かめる。もしかれが「評判のよい者」とされたならば、低級裁判所において、マルクトの裁判官と市民とは被疑者が蒙つた嫌疑を解くべく援助をなし、また、被疑者本人は嫌疑を晴らすため弁論の機会を与えられる。こうしてこの場合はラント裁判官の干与はもはや起きない。ところが以上にたいし、容疑者は「評判の悪い、有害な人間」(ein unläufig und schädlich man)たるの証言が得られたときには、マルクト裁判官がかれを逮捕し三日間マルクトに留め置かる。この間にこの旨をラント裁判官に告知し、ラント裁判官の到来を要請する。同裁判官は三人の自由人および一名の刑吏を伴ないマルクトに赴き、ここで、マルクトの市民四人と右の三名の自由人とによつて、当該被疑者にたいする断罪手続が開始される。<sup>(96a)</sup> この事例よりすれば、同じく犯罪容疑者でも、「評判のよい者」については「有害な人間」の如き表現は用いられておらず、しかもかれは冤罪手続を享受し得たのに、「評判の悪い者」＝「有害な人間」は断罪手続に服さざるを得なかつた点で、兩者間に手続法上の差異が存したことが分かる。

次に、一般に「有害な人間」には定住者と非定住者の区別があった。例えば、高部オーストリア、ホーフマルク・アブヴァインデンにおける修道院ニーテルンブルクの判告文書(一五六七)には、「そゝ〔ホーフマルク〕に居住したる有害な人間」(schedlichen man, der darinn gesessen ist) へ「逃」<sup>(97)</sup>おりたる有害な人間」(ein flüchtiger schedlicher man)とが見え、このうち前者については次の如く述べられてゐる。いかなる裁判官——多分ラント裁判官であらう——も、また他の何どといえども、ホーフマルクにおいて「やゝに居住したる有害な人間」を逮捕することを得ず、かれにたいし手続を提起せんとするときは、この旨をホーフマルクの裁判官(junser richter oder ambman)に告知する。こうしてこの低級裁判官がかれを召喚し、ホーフマルクの法に基づき裁判手続に服せしめると。これにたいし、「逃」しおりたる有害な人間がそゝ「ホーフマルク」に到来したときは、ホーフマルクの裁判官がかれを捕捉し三日間低級裁判所に繫留する。第三日日に低級裁判官は、身柄の引渡しを求めたるラント裁判官にかれを手渡すので

ある。

このニーデルンブルクの判告文書には、低級裁判所領域に定住する「有害な人間」について低級裁判官自身がかれを捕縛できたか否かは、明瞭には記されていなかつたが、この点について、別の判告文書——総じて両類型の「有害な人間」について規定を設ける判告文書の数は必ずしも多くはないが——には、分明に述べられている。例えば、一四一四年記録の一連の文書（低部オーストリア）がそれである。ここには、「有害な人間」の中の定住者・非定住者という両類型が簡略にではあるが示されており、それによればいずれの「有害な人間」をも低級裁判官が逮捕しうる、もしくは逮捕すべしとされている。この諸文書で注目すべきは、低級裁判所領域に居住の「有害な人間」の逮捕に関して述べる箇所には決まって、*„als er mit gurtel umbfangen ist”*なる文言が附されていることである。ところでの文言は通常、低級裁判所において捕捉された被疑者が高級裁判所へ引き渡されるときの当該被疑者の状態——最少限の衣類を着けた状態、もしくは着の身着の儘の状態——を示す慣用句として屢々文書に出現するのであるが、低級裁判所領域に到来せる非定住の「有害な人間」の逮捕に関しては、右述諸文書によれば、この種の慣用句が附されておらず、定住被疑者の逮捕に*„i”*のみそれが述べられているのには、多少紕然としないものが残る。換言すれば、ラント裁判所への引き渡しは、むしろ、外来の非定住被疑者においてこそ生じたものと理解する——もしこうであるとすれば、それは右記ニーデルンブルクの判告文書の内容と一致するのであるが——方が簡明なのであるが、この点分明ならざるとこるがある。

しかし、この問題につき、もろに他の文書を探るに、シュタイアマルク、*Flarre St. Dionisen* の文書によると、*„i”*にはばかりありと、当教会領に居住する「有害な男もしくは女」につき、かれが逮捕されたる後は、*„als er mit gurtel umbfangen ist”* の状態のまま（かれが身体に所持せる動産はグルントベルの所有に帰する）、ラント裁判官に引

き渡 (antwurten) されてい。しかるのには、当教会領および低級裁判所領域に外部から到来した「有害な男もしくは女」についても、全く同様に（ただし、到来者が身に帯びたる物が教会の所有に帰する旨の記載は欠けている）あてはまつたのである。とすれば、上の Pierre St. Donisen の文書によると、定住・非定住の「有害な人間」について手続法上の相違はなかったことになる。したがいこの事例において定住被疑者が低級裁判官によって逮捕されてラント裁判官に引き渡されると、うべき由に遭遇するとすれば、それはひとえに、低級裁判所の裁判官・定住民によって、かれが「有害な人間」たる標識を帯びるものと見なされたからに他ならない。というのは、定住被疑者については、例えば低部オーストリア、オーバーヴュルブリソクの判告書（一四七一）に従えば、かれが犯罪——殺人・窃盜——の嫌疑を蒙るときでも非現行犯人である（すなわち犯跡（例えば凶器・盗品）を身に帯びない）ならば、低級裁判所において身の潔白を主張し (ausreden) 得たのであり、これにたいし定住者はかれが例えは窃盜の現行犯行でもって逮捕されたときに始めて、ラント裁判官に身柄を引き渡された——盗品は低級裁判官に帰属した——のである。さうに高部オーストリア所在のモントゼー修道院判告文書（十五世紀）によれば、定住者 (gesetzen man) は犯罪の嫌疑を受けたる場合といえども、何よりもこれを逮捕しえず、被疑者は裁判所に召喚されるのである。<sup>(註)</sup> またオーバーヴュルツにおけるザルツブルク大司教領民の法を記録した十五世紀の判告文書では、領民 (holden) は殺人、窃盜、強姦および他のいかなる犯罪の容疑を蒙るうとも現行犯人ではないかぎり、ザルツブルク大司教支配の裁判所において——アルンスドルフの裁判官のもと—— (vor seinem richter von Arnstorff) ——その容疑を晴らすことができた。<sup>(註)</sup>

これをするに、「有害な人間」たるの烙印を押されることは、たとえこれが定住者に関係していようとも、当該被疑者はそれによって逮捕手続に服し身の潔白は主張しえず、また高級裁判官に引き渡されると、う種の手続法上の不利益を忍ばねばならなかつた。

では、当面問題の証明分担手続に服した「有害な人間」は果たして定住者、非定住者のいずれの範疇に属したのか。分担の手続は既述の如く低級裁判所、高級裁判所の両裁判所に關係した点から見ると、その対象となつたのはもっぱら、高級裁判所領域から低級裁判所領域へと流浪する犯罪者（「有害な人間」の中の非定住民層）の如く思われる——この点で、既述ニーデルンブルク修道院の事例において「逃亡しおりたる有害な人間」が低級裁判所側からラント裁判官に引き渡されていたのが想起されよう——のであるが、實際は、定住・非定住両範疇の「有害な人間」が分担手続の対象となつていていた。このことは、他方で、証明分担手続の諸態様の問題とも関係する。（この点については下述を参照されたい。）ただ、証明分担手続を定める判告諸文書の中で、「有害な人間」の定住、非定住について明瞭に述べるものは、管見するところでは、極く限られており、定住者に関しては、既述ニーダーヴァルゼー（マルクト）の文書<sup>(13)</sup>、および既述ザイテンシニテッテン修道院文書<sup>(14)</sup>、非定住者に関しては、アイゼンライヒドルナッハ（低部オーストリア）の文書<sup>(15)</sup>（十六世紀か）、および聖マリヤ・イン・デア・アウ（マルクト）のための特權状（一四四六年六月四日ヴィーンにおいて国王フリードリッヒ三世発行）<sup>(16)</sup>が各々参考される。

まず定住者たる「有害な人間」に加えられた証明分担手続に触れる右二文書であるが、両文書に共通に見られるのは、被疑者を断罪する裁判集会が低級裁判所領域において設営され、ここで中心的に活動するのは七人の証明者であり、このうち四名は低級裁判所側から選定され（vier haußen; weisesten vier）、残りの三名はラント裁判官が低級裁判所領域に伴なつて来た者たち（drei freyen）であった点である。ラント裁判官が三名を伴ない低級裁判所領域にまで出向いた（あるいは出向かざるを得なかつた）背景にあつたのは、少なくともひとには、定住の被疑者にたいしては、特別に、低級裁判所（マルクトの裁判所、タルントヘルの裁判所）側が高級裁判所にたいしより大きな権利を主張せんとしていた事情であつたようにも見えるが、実は、非定住の「有害な人間」の断罪に関しても、同じように、低級

裁判所領域に七人の証明者を中心とした裁判集会が設置されて、ラント裁判官から送り込まれた三名と共に、四名の低級裁判所側証明者が証明手続に携わるべきものとされる事例が見られるのである。これが、次に、前掲の、非定住の被疑者に係る一四五六年特權状に現われるもの。これによると、マルクト聖ペーターに到来した、すなわち「外人」(ein ausser) の「有害な人間」は、ラント裁判官が直接これを低級裁判所領域に踏み込んで捕えることなどできず、かれは被疑者の引き渡しをマルクト裁判官に求める。この要求を受けて低級裁判官は、当該容疑者を捕捉し三日間留め置き、第三日目に裁判所 („das recht“) がこの低級裁判官のもとに開設される。この裁判集会にはマルクトの「市民」四名と、三人の「自由人」とが証明者として席を占める („so soll die schranne besetzt werden mit vier burgern und mit drein freien“)。

このように見てくると、低級裁判所領域において発見された「有害な人間」は、これがこの領域の定住者であれ外来者であれすべて、高級裁判所ではなくて低級裁判所において手続に附されるべきものとされており、このことから、低級裁判所側の権限が際立った形で表明せられているのが分かるであろう。しかし他面、ラント裁判官が三名の証明者を高級裁判所領域から選び、これを低級裁判所へ送り込んでいたという中に、低級裁判所の右の如き権能にたいするラント裁判所側からの牽制の意図を読み取ることはできないであろうか。とにかく、定住被疑者の裁判のためにラント裁判所から送り込まれた三証明者は、低級裁判所領域に居住するかの四名の証明者と比べて見ると、実質上、断罪の決定権を握るということは殆んどなかつたであろう点を考え合わせると、三名の者を送り込むという手続には、ますます、ラント裁判所側の低級裁判所側にたいする牽制以外のものを認めるることは難かしかろう。

といふで、右の如く、四名と三名という出身領域を異にする二つのグループからなった証明者による証明分担手続は、実は、当手続の一つの態様を示すものに過ぎなかつた。ラント裁判官が三人の証明者をラント裁判所領域から伴

ない、これを低級裁判所に連れ込むよりも、どうせ低級裁判所において裁判集会が開催されるのであってみれば、むしろ、高級裁判所側なり低級裁判所側なりが低級裁判所領域そのものから断罪に必要な証明者の全部を調達するという方が、手続法上簡明ではないかと想像されるわけであるが、実際、まさしくこの通りの証明分担手続の一態様が判告文書からうかがえるのである。このような文書の一つが右に掲げた、非定住の、すなわち外来の「有害な人間」にたいする証明分担の手続を示すもうひとつの判告文書、アイゼンライヒドルナッハに係わるものである。この中に、左に紹介するような一節が含まれている。

「有害な人間が〔低級裁判権者の有するアイゼンライヒドルナッハの〕領地 (aigen) に到来するが如き場合には、ラント裁判官は「直ちにアイゼンライヒドルナッハの土地に踏み込むことはせず」、かれ「の引き渡し」を「当地の」役人 (ambtmann) にたいし要求するべし。そうしてラント裁判官と「アイゼンライヒドルナッハの」役人とは行動を共にし、当該「有害な」人間を捕縛するべし。「被疑者がアイゼンライヒドルナッハの領地において逮捕されたる後は」役人は、その者を、「当地の」仲間の助力を得て (mit der nachpam hilf) 第三回口まで「当地に」留め置くべし。<sup>(1)</sup> この後、被疑者はラント裁判官に引き渡され（がれの所持する品はすべて低級裁判所の役人（裁判官）に帰属するところとなつた）。このとき役人はラント裁判官にたいし、当該被疑者をラント裁判官の手で改めて捕縛し留置することを請い、合わせてこの者にたいする裁判集会 (Ain lautsrecht) を開催するよう求める。かくして「ラント裁判官は、かの有害な人間を、領地においては六人〔の証明者〕でもつて、そして、〔低級裁判所領域の外の〕街道においては第七人目〔の証明者〕によつて断罪すべし。裁判が終わりたるときには、「低級裁判所のかの」役人は、紋首綱〔=高級裁判権の徵〕一つについて二フランニヒを、そして刑吏には一〇フュニヒを〔各々〕支払うべき」こととなる。<sup>(2)</sup>

右で注意すべきは、第一に、低級裁判所領域（領地）においても高級裁判所領域（街道）にあっても、証明者を

聽取するのはラント裁判官であつたこと、第二は、ラント裁判官が「街道」において聽取する一名の証明者は、ラント裁判所領域出身者ではなくて低級裁判所側から差し出された証明者全体七名の中の「人であつたと思われる」とである。この第二点について考慮に入れるべきは、同文書には「第七人目〔の証明者〕によつて」とあるよるに「第七人目」なる言い回しが用いられている点、そして、文書の「街道」とはアイゼンライヒドルナッハの所領から被疑者がラント裁判所側に引き渡される場合の低級裁判所側における伝来の引き渡し場所（換言すれば、低級裁判所の境界地）であった点の二つである。この後者に関する文書を擧げるとすれば、Stadt u. Gericht Pechlarn (低級オーストリア) に係わる十五世紀の一判告文書(3) が、Pechlarn の低級裁判官 (meins herren richter von Regenspurgk.) による「有害な人間」のラント裁判官への引渡しは、低級裁判所の「境界石の傍で」 (auf den markstein) 行なわれたと見え、この處で、ラント裁判官は「第七番目〔の証明者〕によつて〔訴該有害者を〕断罪すべし (so soll dann der lantrichter richten mit dem sibenten)」 めのとわれやる。ただ、いりぢば、六人の証明者の聽取は低級裁判官のもとで済んでいたが、これまたもかく、既述アイゼンライヒドルナッハの事例を含め、低級裁判所の境界地で行なわれた「第七番目」の証明者にたゞする聽取という場合の、このような全體的な情況からするに、この「第七番目」の中に、高級裁判所領域から出た者を見るよりはむしろ、低級裁判所で選ばれた全七人の証明者の中の一人を認める方が自然な解釈であろう。

」のようにして、アイゼンライヒドルナッハや Stadt u. Gericht Pechlarn の事例より、証明分担手続の様々な形態がうかがえるのであるが、本稿のいじやの問題は、右のアイゼンライヒドルナッハにおける事例に現われた非定住者層の「有害な人間」について、もう少し立ち入つて考察することである。というのは、このような非定住被疑者の処断こそが、証明分担手続が係わった諸例の中では、比較的大きな意義をもつたと思われる、しが認められるから

である。そして右の問題に移ることは、同時に証明分担手続に服した犯罪者の犯罪の種類の問題にも関係せざるを得なくなるであろう。

ここで、証明分担手続を示す顕著な事例のひとつ、既述マルクト・聖ペーターの判告文書に冒頭、「窃盜犯であれ他のいかなる犯罪者であれ有害な人間が現行犯行で捕えられたとき、かれは定められた通り、聖ペーターのマルクト裁判所に引き渡され、この旨はラント裁判所に告げ知らせらるべし」と述べられたのに注目しよう。このように、諸犯罪の中でもとくに窃盜（あるいはこれと同範疇の他の秘密犯罪）を挙げて、これとの繋がりにおいて「有害な人間」を掲げるのは、判告文書で比較的多く目につくが、他に例えば、「何よりも、窃盜、刑事裁判に服する「他の」犯罪、あるいは有害な人間以外の他のどのような事件についても余の土地に立ち入ることを得ず」（一五<sup>〔四〕</sup>八）とか、「有害な人間が窃盜あるいは他の犯行のゆえに収牢せられしどきは、余の裁判官は第三日目に到るまでかれを留め置き、この旨をラント裁判官に逕滞なく「属吏をして」告知さすべし」（一五六<sup>〔四〕</sup>三）、「窃盜あるいは有害な人間が夜間に村民の家屋に押し入り「同處で」捕捉せられるような場合に、もし「同家の」家長が村民の中のひとりもしくは二人、あるいはこれ以上の数の者らに「捕縛の援助を」呼び掛けるときは、これらの者は助勢に駆け付けるべし。もしかれらが「逮捕に際し」かれを打ちつけ、これによつてかれが死に到るとも、あるいはかれを殺害することあるも、かれらは裁判所にたいし何らの責を負うことなし」（十五世紀中葉<sup>〔四〕</sup>）とか、「有害な人間、あるいは盗品を所持せる窃盜犯が到来せるときは、市民はかれを捕え、裁判所に盗品とともに引き渡すべし」（一四八<sup>〔四〕</sup>一）、「有害な人間が、謀殺者もしくは窃盜犯として、当該土地において逮捕されたならば、かれはかれが逮捕されたときに身に帯びたものとともに、ライヘナウの裁判所において同處の裁判官に…引き渡されるべし」（十六世紀<sup>〔四〕</sup>）とかがあげられよう。

以上の如く例証を積み重ねてくると、判告文書の書き手の脳中には、「有害な人間」について、一方では必ずしも

明瞭な像が形づくられているとはいえない側面があつたものの<sup>(15)</sup>、しかし他方で、屢々、窃盜犯もしくはその容疑者の姿が浮んでいたと見て大過はないであろう。そこで、次の問題は、「有害な人間」が一方で右のように窃盜犯人と觀念せられていたことと、他方で先述した通り、「有害な人間」が一つには非定住犯、罪者たる存在形態をとつて、いたこととの関連である。そしてこの点については、注目すべきことには、右の関連は判告文書のうえで、ある特徴的な表現でもつて示されているのである。それが、既述マルクト・アム・シュテッテンの判告文書にも現われた、「徘徊窃盜犯」(ain streichender dieb) (稀に) ain laufender diebとも記されたなる言葉である。」の「徘徊窃盜犯」と「有害な人間」との関係は、既述のかの、窃盜犯と「有害な人間」とのそれとほぼ同じ様で判告文書に示されているのが分かる。例えは、「徘徊窃盜犯もしくはその他の有害な人間が〔修道院〕所領に到来せるときは、かれは逮捕され、しつかりと枷に繋ぎ留められるべし」(十六世紀末)<sup>(16)</sup>や、「路地、砂洲、家屋やその他聖ペルテン修道院に所属の場所において、徘徊窃盜犯あるいは有害な人間が逮捕されたるときは、当修道院の裁判官もしくは役人はかれ〔の身柄〕を引き取り、第三日目に到るまで〔手もとに〕留め置き、「その間」かれに罪が有りや無しやにつけ當人を聴問すべし」(十六世紀初葉)<sup>(17)</sup>、「浮浪窃盜犯あるいは有害な人間(ain durchstreicher dieb oder schledlichen man)」がブルクフリートやマルクトに到来し、「マルクトの」裁判官が真正かつ充分の証<sup>(18)</sup>および文書を根拠にかれを逮捕せんとしたるときには、かれ〔当該被疑者〕が裁判所の処置に抵抗しこれを逃れんとしたために刺殺あるいは打ち殺された場合は、かれ〔被殺者〕の被った損害にたいし三アーチ<sup>(19)</sup>ニヒがかれに添えられ、ラント裁判官には七アーチ<sup>(20)</sup>ニヒが支払われ、かつこれ以上納付される必要はない」(十六世紀三〇年代か)<sup>(21)</sup>がそれである。

右例の諸証言から、「有害な人間」が一面で「徘徊窃盜犯」なる特定の犯罪形態とは別個に觀念せられて、いると同じ時に、他面その名の下に「徘徊窃盜犯」の姿が見え隠れしているありさまがうかがいえよう。そしてこのような「徘

「徘徊窃盜犯」そのものよりも判告文書には、例えは、「領地に居住する有害な人間」(„ob ain schedleich man in mein herrn herrschaft siess“) あるいは別個の、「トノム一帯を徘徊する窃盜犯」(ain streichender deup durch das land) にたいする刑事手続が定められ、<sup>(23)</sup> ある文書(一五四九)には、「徘徊せし〔詫譲を帶びた者〕」ぐくの窃盜犯人(ain streichender wissellicher dieb)が所領に到来せしもんば、かれが〔現実に当所領に在る〕損害を加えると否ともかかわらず、やがて得るかぎり、追跡せらるるべ」と述べられてゐる。かくの如き「トノム一帯を徘徊せる窃盜犯」・「徘徊せる公知の窃盜犯人」なる言ひ回しの中、「有害な人間」のむとへ、もしくは主たる、ねむにあることはその特徴的な形態としての「徘徊窃盜犯」の性格がよく表明されてゐる。かれら「有害な人間」なりれば、「他の處で盗みを働く者」(„ob ain streichender dieb her kün der anderswo gestohlen hier“)であったのであり、<sup>(24)</sup> いねど、ある裁判領域から別の裁判領域への、やがてわかれわれの場合は、例へば「所領」(aigen)・「土地」(guet; grundt)・「領地」(herrschaft)<sup>(25)</sup>・「マーケット」(markt)<sup>(26)</sup>・「マルクトヨーネ」(marktfried)<sup>(27)</sup>・「裁判区」(gericht)<sup>(28)</sup>・「小路」(gassen)<sup>(29)</sup>・「放牧地」(widen)<sup>(30)</sup>・「家屋」(haus)<sup>(31)</sup>・「鉢田」(perg)<sup>(32)</sup>・「匪徒の地」(hoff)<sup>(33)</sup>・「ホーフマーチ」(hoffmarch)<sup>(34)</sup> という低級裁判所領域への入來者であり侵入者なのであつた。

この場合、とくに窃盜が問題となつてゐるのは、その秘密犯罪としての特質——窃盜は屢々謀殺、辻強盗と共に列記され、また夜間窃盜の断罪が時として問題となつてゐる——に負うところが大きいである。といふのは、窃盜者は通常、ある處で盗みを働く、それが非現行犯行のため発覚せず、ただ容疑のみを負つたままで(あるいは、それすら被らす)、その場所を去り他處に到來し、ここで再度盜犯に及び得るからであり、こうして盜犯者は、悪い評判を帶びる者、常習の犯罪者、放浪の被疑者と転化する傾向にたえず晒されているからである。これはともかく、以上を要するに、本稿の課題については、証明分担手続の対象となつた犯罪被疑者の中には、「徘徊窃盜犯」なる特徴的な

犯罪者もしくは犯罪者層が存したこと注意を喚起すれば足りるのである。もちろん、かくいうは、逆に「徘徊窃盜犯」は常に証明分担の手続に附されたことを意味するものでは毛頭ない。ただ、繰り返し紹介する如く、証明分担手続の一典型例を示す、既述マルクト・聖ペーター・イン・デア・アウの判告文書（一四九八）に、「窃盜犯であれ他のいかなる犯罪者であれ有害な人間が現行犯行で捕えられたるとき」に述べられた「窃盜犯」の態様の一斑が明らかになつたとすれば幸いであり、これにたいし、右に見える「他の犯罪者」がいかなる具体的形姿をとつていたかについては、未だ不明瞭のままに残さざるを得ないのである。

三 本節の最後に、証明分担の手続面の問題に移らねばならない。そこでまず、本来の証明分担手続に到るまでの、「有害な人間」にたいする裁判手続——判告文書に知られる比較的早期の一例は、一三七一年のもの<sup>(14)</sup>——について大略示すとすると、左の如くとなる。

「有害な人間」が他裁判所領域からある低級裁判所領域に到來すると、当該低級裁判所において逮捕されて三日間は低級裁判官の下に留め置かれる。この期間中に生ずるのが、証明手続の問題は今しばらく措くとして、第一に、低級裁判官が被疑者逮捕の旨をラント裁判官にたいし使者をもつて伝達し、被疑者の引き取りのため低級裁判所領域の境界地まで出向くようラント裁判官に準備をさせることであり、第二は、被逮捕者についての検査（證拠の収集）である。この第二点の検査について判告文書が述べるのは極く僅かである。検査官は被疑者を「しっかりと枷に繋ぎ留め」、この状態のままで、「かれに罪が有りや無しやにつき當人を拷問す」<sup>(15)</sup>。被逮捕者にたいする聴間に際し、拷問を課す場合があつた趣旨のことか、一、二の文書からうかがえる。すなわちある判告文書（年代不詳）には、被疑者がグルントヘルの「領民」("ain getreuer Holdt")であるとあれば、非定住民（「有害な人間 (schädigen Mann)」）にたいする場合とは異なつて、「拷問を何ら受けぬ」となく (ohn alle Peinigung) 無罪の弁論 (sein aufred) をなし得るもの

のとされており、また、別の文書（一四八五）によれば、「有害な人間（ein schädliche perßan）」は男であれ女であれ「拷問を課されて」（mit strenger frag）訊間に服せしめられているのである。<sup>(三)</sup>

既述フニルディナント・ビショップもまた被逮捕者にたいし低級裁判所において拷問が課せられたことを示す判告文書のあることを紹介している<sup>(三)</sup>が、これを要するに、「拷問」や「聴問」に附される（言葉をかえれば、雪冤ではなく断罪の手続に服せしめられる）のは、被疑者が何はともあれ逮捕されることが前提となっており、この「逮捕」の対象となつていているということこそは本来、「有害な人間」を他の犯罪被疑者から頑かつ決定的な標識であつて、「有害な人間」にたいする手続の開始に当つては、常にまず、その逮捕が命じられており、これが当手続の基本特質となつてゐるのである。逆にいえば、被疑者を断罪するためにはかれを逮捕する必要があつた。しかも逮捕は、被逮捕者に「有害な人間」たるの烙印を押すことで屢々可能となつた。

ところでこの逮捕の態様には様々なものがあつたであらう。例えば、偶然「徘徊窃盜犯」など有害な人間を低級裁判所領域において見出した領民が他の村民に向かい、そのことを呼ばわり——これは義務とされた——、それによつて低級裁判官が逮捕に乗り出した<sup>(三)</sup>。また、「徘徊窃盜犯」被疑者が低級裁判所領域に到来侵入したとき、低級裁判官自らがこれを追跡し、領民にこれを呼ばわり、領民が逮捕の助勢に馳せ参じることもあつた。これもまた領民の義務とされており、違反すると罰金刑に処せられた<sup>(三)</sup>。低級裁判官自ら被疑者を追跡するというような事例は、すでにラント裁判官など追跡者が当該嫌疑者を低級裁判所の境界（入口）にさまで追つて来ており、かれが低級裁判官に向かい、容疑者を逮捕しラント裁判所側に引き渡すべく求めていたところに由來したことあるらう。これらから分かるように、「有害な人間」にたいする逮捕手続は、被疑者が発見されたとき、裁判官であれ領民であれ、発見者がその旨を、またその者の「有害な人間」たることを領民仲間（seinen nachbarn）に「呼ばわる」（ザクセンシニビーゲル・ラン

ト法による「詐欺説明」で可能といた。判告文書をもつて走る如く、されば「有害な人間」の発見を周囲に公然たる一例（„Was ein schädlich man oder weib...da offenlich beschrieben oder begriffen wird”）には必要な行動であった。つまり、の如な公然たる情況の中からして始めて、被疑者の追跡・逮捕の合法性が保証されるべきものと觀念せられていたわけである。」の意味で、被疑者が „beschreiben”（あることは „geschildert”）が致せる（いわゆる „begreifen”）露われるに相手に切り離せない一つの手続を形でハドーだと、わねばならないであろう。そして、の „beschreiben” と „begreifen” が、「有害な人間」にたゞかる手續にねじては、原告人による正規の訴えの提起に代わり得たし、それがまた、次に考察の断罪証明手続を導く性格のものなのである。

低級裁判所側での断罪証明手続—われわれの場合証明分担手続—が起るもの、被疑者が低級裁判所で拘束されて三日間の期間内においてであった。低級裁判所側に立ち被逮捕者の断罪証明に携わった証明者の数は次の如く様々であった。六名（これにたいし、高級裁判所で証明手続に従事する者一名）、五名（同一名）、四名（同三名）、二名（同五名）、一名（同一名）、一名（匡一名）がこれである。これを通覽するに、断罪手続は、全体で七人の証明者によって行なわれるという紛ぎなき傾向がここに現われているのが分かる。ただ、その七名の低級裁判所、高級裁判所への配分数は多岐の感があるが、比較的目につくのは、低級裁判所側六名（高級裁判所側一名）、および低級裁判所側五名（高級裁判所側二名）の両例である。

ところで、右の如き配分数の証明者でもって行なわれた証明分担手続そのものの形態（もしくは態様）が次に問題となつてくる。低級裁判所が一定数の証明者を低級裁判所領域から選び、その陳述によつて証明手続を済ませたうえで、被逮捕者が高級裁判官に引き渡され、そしてその後で高級裁判官側は高級裁判所側でこれまで特定数の証明者を高級裁判所領域から選んで証明手続に当たらせたというのが、証明分担の手続形態について從来理解されてきたものと思

われるが、はたしてこのような形態が証明分担の手続形態の全部を示していたのであろうか。これがそうでなかつたことは、すでにアイゼンライヒドルナッハの一例だけからでも理解できるのである。そこで、以下では、この一例をも含めて全体的に、証明分担手続の諸形態を判告諸文書から通覽し、それを分類整理しておくのが望ましく、そしてこれをもって本節を閉じることとした。

その諸形態とはほぼ次のようである。(a)低級裁判所および高級裁判所の両裁判所における証明手続で用いられる全証明者が低級裁判所領域から選ばれ、そのうちの一部が低級裁判所において被逮捕者の断罪証明に携わり、その後で、被疑者が残りの証明者と一緒に低級裁判官の手によってラント裁判官に引き渡され、被逮捕者の引き取り以後にラント裁判官がこの証明者によって断罪手続を完了する。<sup>(13)</sup> (b)低級裁判官から被疑者逮捕の報告を受けたラント裁判官が高級裁判所領域出身の特定数の証明者を伴ない、所定の日時に、低級裁判所において開催される裁判集会に出席するため出向き、高級裁判所側の証明者が低級裁判所側から選ばれた特定数の証明者と共に、証明手続に従事する。<sup>(14)</sup> (c)「有害な人間」にたいする断罪はすべてラント裁判官に委ねられ、ラント裁判官自らが、低級裁判所において、低級裁判所領域出身の全証明者うちの一部によって証明手続をすすめ、ついで被逮捕者の引き渡しを受けると同時に低級裁判所の境界領域において、低級裁判所からの残りの部分の証明者を聽取することで断罪手続が完了する。<sup>(15)</sup> (d)被逮捕者の断罪はすべて低級裁判官に任せられ、低級裁判官は低級裁判所領域から選ばれた証明者うちの一部を低級裁判所において聽取し——この場にラント裁判官が在席する場合もあつたと思われる——、ついで、低級裁判所と高級裁判所との境界（入口）のところで、残りの部分の証明者によって手続を済ませ、この後で有罪者は臨席のラント裁判官に引き渡された。<sup>(16)</sup> (e)「有害な人間」にたいする裁判は、低級裁判所において、しかもすべて低級裁判所領域から差し出された証明者によって行なわれ、この証明者一部を低級裁判官が、残りの証明者をラント裁判官

が聽取する。<sup>(12)</sup>

判告文書から個々に散見される証明分担手続の諸形態を分類すると、以上のようなである。これらはいずれも、「有害な人間」が低級裁判所領域において逮捕された場合の事例であり、そしてもちろん、本稿は今まで、そもそも証明分担の手続を問題とするのに、このような場合を念頭に置いてきたのではあるが、これにたいし、管見するかぎりで、ある判告文書（一五〇四年五月七日附文書）に一点、高級裁判所領域において捕えられた被疑者について、分担手続が起きたと見られる事例（f）が存する。<sup>(13)</sup>これによると、ラント裁判所領域において「有害な人間」が逮捕され、ラント裁判所に連行され、ここで裁判が実施される場合、当該高級裁判所と低級裁判所の関係にあった裁判所から裁判官（„ein anhmann“）が一名あるいは二名の証明者を伴なって（„selbhandert oder selv drift“）ラント裁判所における裁判集会に参加すべきものとされている。多分この場合、高級裁判官はラント裁判所領域出身の特定数の証明者に加えて、低級裁判所からの証明者を聽聞し、当該被逮捕者にたいする断罪手続を遂行したと思われる。右のような形態の証明分担手続が成り立つ背景には、「有害な人間」を低級裁判所領域において追跡していたが、この領域内では遂に捕えきれず、かれをラント裁判所領域において始めて捕捉しえたような事情があったことが考えられるであろう。

右諸例の中では、最後にあげた（f）例は本節ではこれ以上とりあげない。そこで問題は、（a）から（e）に到る五例であるが、これらには、大きく分けて、証明分担手続の起きた場所の観点から左の二場合があつた。すなわち、その場所が（一）すべて低級裁判所領域であった場合（右例（b）（c）参照）と、（二）低級裁判所領域と、低級裁判所・高級裁判官が低級裁判所にまで出向くのであるが、このときでもさらに、（一）法定数の断罪証明者がすべて低級裁判所領域から低級裁判官によって選ばれ、その一部について低級裁判官が残りの部分の証明者についてはラント裁判官が各々

聽取する例（右記（e）参照）（ii）証明者の一部はラント裁判官が高級裁判所領域から選び、これを伴なつて裁判手続に参加し、この部分の証明者についてば、ラント裁判官が聽取する例（右記（b）参照）が存した。次に、（II）についてば、証明はすべて低級裁判所領域に所属する領民から選ばれており、その際、（i）その一部は低級裁判所において低級裁判官の下で、残りの証明者は低級裁判所の境界でラント裁判官の手で各々聽取を受けた例（右記（a）参照）（ii）証明者の一部および残りの部分のいずれについても、低級裁判所、および低級裁判所の境界にあって、ラント裁判官が聽問した例（右記（c）参照）（iii）証明者の一部、および残余の部分のいずれも、低級裁判所と、低級裁判所の境界とにおいて低級裁判官が聽取した例（右記（d）参照）があつた。

（i）のように分類された右述五例の中で比較的目に着くのが（a）例であり、ついで（b）例である。「これはともかく、右諸例全体を通覧するに、特徴的なことには、從来証明分担手続の通常形態と見られてきたもの——すなわち、既述のようすに、一方では低級裁判所において低級裁判官の下で、低級裁判所領域から選ばれた特定数の証明者をもつて低級裁判所側の証明分担手続が遂行され、他方では高級裁判所において高級裁判官の下で、高級裁判所領域から選ばれた一定数の証明者によつて高級裁判所側の分担手続が実施されるとする、いわば完全分離風な形態——が、右諸例のいずれにも見当らないのである。既述ハンス・ヒルシニ、およびヘルマン・バルトルは、証明分担手続には右述の如き諸形態があること、そしてこのような諸形態の通覧を通して始めて明らかとなるものについて、考察が及ばなかつた。」このことが、証明分担手続をめぐる両所論共通に見られる一番の問題点といえるかもしけない。では、証明分担手続の諸形態の考察を通してどのようなことが明らかとなるのであらうか。節を改めて述べたい。

(88) Vgl. H. Hirsch, Die hohe Gerichtsbarkeit., S.55 mit Ann. 1. 432' J. Schatz シュタットガルトの「 einen Gefangen dem Gericht überliefern, so wie er ergriffen wird, ohne ihm etwas zu nehmen」 と並んで (ÖW, 11(19 13), Glossar, S. 667) ある「 刑罰の文書は、被逮捕者が高級裁判所の刑罰に服する場合に、被逮捕者の所持物は該刑吏が取得し、被逮捕者の他の物品は、被逮捕者の妻子に成るべく 約定の規定が知られて、(und dem schuldigen menschen soll der hoher nehmen als er mit gürtl umblangen; waß er sonst gutt hat, das bleibt seiner haußraun und kindern) (ÖW, 9 (1909), Nr. 111 (Taidinge zu Nieder-Wallsee, I, Rechte der Bürger im Markt und Burgfrieden (1705)), S.809)

(89) 「 その間に境界地を越えて、「縫」・「縫り糸」による拘束は、一種の象徴行為である (J. Schatz, a.a.O., S. 702, 735)。犯罪者の手を渡しては本來犯罪者は無拘束の状態 („ledigen und ungepindten“) で手を渡されねばならぬが、「縫」あるいは「縫り糸」による拘束は、例外としてある。しかし、高級裁判官が所定の日時に手を渡し場所に到来せよとすれば、「縫」・「縫り糸」による拘束は、いわば手を渡す以前からせむたり。したがって以後は直ぐ後に短くぬる手を渡す事無く、手を免むを得ない。これは、(so sol man im derselben antwerten ... ledigen und ungepindeten, wannan einen rüghalben oder zwirnshafen ... kön aber der lantrichter nicht zu rechter zeit, so sol man in anpinten mit der egenantnen panthen einem und ist niemand nicht mer davon schuldig) (ÖW, 6, I, Nr. 55; Stiftrecht und Grenzbeschreibung der Pfarre St. Dionisen (15. u.16. Jhd.), S. 317, Zl. 10-20).

(90) ÖW, 9, Nr. 99 : Banntaidingbüchel des Marktes Anstetten (Ende d. 15. Jhds.), S. 655, Zl. 18ff.

(91) ÖW, 9, Nr. 250 : Gerechtigkeit zu Streithofen und Einsiedel (1450), S. 154/5.

(92) やだらかに内陸の医師所未尾「...」と、"und was er von im schlecht, das sei ros oder harnisch, das ist verfallen meinem herrn, auch ist verfallen unserm herrn ein ieder solicher streichender dieb alles das ob der gürtl ist" と述べてある。犯人の財産の没収によりして假りやう。

(93) "so sol man im den antwurten als er mit gürtl umbfangen ist und sol der landrichter darauf versprechen das der deup der herschaft an schaden gehalten werdt" (ÖW, 12 (1939), Nr. 51, Rechte der Herren von Lichten-

stein auf dem Traunfeld (1465), S. 661.)

(88) „シテハルダルニスルトナリハレハムス“ 即ち „potich“ や ポーチ “ wenn das gut und was er hat dem pharrer als ainem gruntherren verwallen ist, und sol sich des leichnams der lantrichter underwinden”

(ÖW. 6, Nr. 55, S. 317, Nr. 3); „ was der deup oder die diepin traut oder treibt ... , das ist alles meins herren richter zu Pechlarn und sol auch den selben menschen nur mit dem potich antwarten dem lantrichter auf den marichstain “(ÖW. 11, Nr. Rechte in der Stadt und im Gerichte Pechlarn (15. Jhd.), S. 416, Z. 1.9ff.)

(89) Vgl. ÖW. 9, Nr. 90, Rechte und Banntaidung zu Scheib, I. Maut- und Marktrechte (1537), S. 615: „ Von des langerichts wegen. Wir melden auch das unser gedenige herschafft zu Gämmingh hie in unserm markt und purkfrid, darzue auf allen des gothaus grunten und guetern langericht, stock und galgen haben und des gothaus lantrichter über das pluet und all schedlich sach zu richten hat.“

(90) Vgl. ÖW. 9, Nr. 91, Rechte zu Steinakirchen am Forst, I (1507), S. 624: „darumhen ist man ihm [landrichter] schuldig sechzig pfennung und dem züchtinger [=Nachrichter] zwölf pfennung“ シテハルダルニスルトナリハレハムス „hoher“ #42 ÖW. 9, Nr. 98 : Banntaidung zu Eisenreichdornach (16. Jhd.?), S. 653, Zl. 38-41 („zichtiger“) #42

※

(91) ※(92)※

(92) J. P. Kaltenbäck (hrsg.), Die Pan- und Bergtaidungbücher in Oesterreich unter der Habs., II (Wien 1847), Nr. CLXXVIII: Ehafft thayding zw Seytenstüttn für all, die im mangklt, in den Ambien vnd im ambt am Sunntagberg heuslich sitzen vnd wohnhaft seyn (1513), S. 184, Nr. 42.

(93) „hat aber der landrichter nit ain genuegen daran, So soll der hofrichter den verlagten man in der herrschaft zu dem Recht halten, das er sich von seiner yonricht entschuldig vnd außredt.“

(94) „vnd an die schramm der hofrichter setzen vier hauffgenossen vnd der Landrichter sole dartzue bringen drey freyen.“

(95) „Wer aber sach das der landrichter ain angessener burger umb ain zicht erfordert und an water tadt nicht

begriffen wär, soll der lantrichter darumb hie in dem purkfrid ain lantsrecht niedersetzen und der richter soll in für recht furen lassen; mag sich der mit seinem ait oder mit gelanter mannen dreien vor der schult nemen“ (ÖW. 11, Nr. 99, S. 655/6)

(94) ル オヘリ! ベルトガル 総領事職(ラニ)本大臣所に於て宣誓

(95) ルヘリ! 「アハトレルヒ ハイホルダヘル」 („der land und leut ain schedlicher man wäre“: ÖW. 6, S. 79, Zl. 35ff.) ル  
内閣辦公室、総理大臣 ÖW. 1 (1870), Nr. 32: Oeffnungen u. Rügungen auf den Heerschauen zu Mittersill (1494), S.

287 ル「スカルリエヌルエヌル、リルゼル「アハトレルヒ ハイホルダヘル」 ルムラドム「ミケルスヘル」 ルズホラ  
トヘルスホラヘルズ、モドリ! ルズホラヘルスホラヘルズ、モドリ! ルズホラヘルスホラヘルズ、モドリ! ルズホラヘルズ、モドリ! („wer aber einen solchen landschadhaften menschen ... nicht beschrir noch anviel oder im fidung tät mit beherbergen oder mit atzung“, der sol darumb von der herschaft swürlich und an alle genad gestraft werden“)

(96) ÖW. 9, Nr. 111, aaO, S. 809, Zl. 12ff.

(97) „wer [er] aber ein unländig und schädlich mann, so soll ihmre unber richter selbst zu seinen handen nehmen und den halten unz an den dritten tag und dem lantrichter anbieten daß er kom. so soll der lantrichter dan kommen mit dreien freien und mit seinen hoher, darzu soll man hie der weisesten vier darzu setzen dieselben sollen dann dem menschen urtheilen.“

(98) ÖW. 15 (1560), Nr. II, Rechte der Klosters Niedernburg zu Passau in der Hofmark Abwinden (1567), S. 156, Nr. 7.

(99) ÖW. 11, Nr. 55: Rechte zu Rötenlehm (1414), S. 190 („ob ain schedleich man dar gejagt wird“ ル „sess ein schedleich man auf dem aigen“). ル オヘリ! Nr. 56: Rechte zu Schlossstraß (1414), S. 190/1; Nr. 58: Rechte zu Neu-Lichtenwart (1414), S. 193 ル オヘリ! Nr. 52: Rechte zu Paltendorf (1414), S. 186 ル ヘル! „Item, ob ein schedlichkeit man kein auf das aigen oder sesse dosalbs, denselben mugen mein herrn herab genemmen mit leib und mit guet, auf weliger herrn guet das wer, niemand ausgenommen, er sei edel oder unedel“ ル オヘリ! ル ヘル!

(23) ÖW, 6, Nr. 55, aaO, S. 317, Nr. 3: „Wurt dann ain schedlich man oder weib daz hic auf der kirchen grunten gesessen wer mit schedlichen sachen beschrin oder begriffen, denselben sol man antwurten dem lantrichter an der vorgeschriften dreiter gemerke ains.“ トヨヨリ圖書セ西幕ノヨリレバ ÖW, 11, Nr. 51: Banntaidng zu Maustrenk, I, Baumtaidngbüchel (1413, Juni 13), S. 181: „ob ein schädlicher man hie söß der dcß überfahren [=ertrapp] wurd, auf waß gut wär, den soll man hetrauß nemben und soll daß guet alß viel er hat nemben und dahin geantworten“ ボルフ

(24) „Kämb unsers gn. h. v. S. hinter sass ainer in ain inzicht, es wir von todischlag oder von diebhaft, und doch kain gewisse hantschaft da nicht wär, so soll er sich darumb ausreden in der schramm zu Ober-Welbling vor dem richter oder seinem anwalt, der soll ihm dann sein brief geben“ (ÖW, 9, Nr. 60: Panntaidng und freiheit zu Ober-Welbling (1471), S. 391, Zl. 4ff.) 因々止メ未定 “brief” ハシタガラシヨウ「盗罪ヲ認」ハキナ (スルマズ) 諸祖 (25) オニヤムニシテ、如ナ詫セ続カレ “Wirdt unsers gn. h. v. S. hinter sass ainer zu einem dieb und wurt begriffen auf den grunten, so soll ihn das gericht zu Ober-Welbling anfallen und behalten unz an dem dritten tag ... und soll man dem landrichter die hantschaft [leichen] damit er ihn überwind ...“ ハシタガラシヨウ 諸祖ハシタガラシヨウ

(26) „Item das man chainen gesessen man sol panten oder vahen, er werd dann ze recht gewordert, und was darnach erthalt wirt, das gesechet darnach. Man sol auch dem gericht chainen hauzenossen furen“ (ÖW, 14(1958), Kloster Mondsee, II : Rechte des Klosters und seiner Grundholden (15. Jhd.), S. 530, Nr. 33.

(27) ÖW, 9, Nr. 60: Rechte des Erzbischofs von Salzburg zu Ober-Wölbling, I (15. Jhd.), S. 385 (ÖW, 1, Nr. 39: Rechte des Erzstiftes zu Traismauer, S. 338, Nr. 13 マヨリ圖書). サルツブルク大司教領ノヨリレバ ÖW, 6, II, Nr. 19: クンツラウトフ大司教領ノヨリレバ ÖW, 1, Nr. 39: “Ist auch das des Bischofs von Bamberg gegen das Lavantthaler Landrecht (1289), S. 525 ヨリレバ クンツラウトフノヨリレバ “Ist auch das iemand außen ansprichtet umb deut, ist er ein unsprochen man, so sol er sich bereden mit dem eid und schol man sein bereydunge nemen“ ハシタガラシヨウ 諸祖ハシタガラシヨウ “Begreif man in

aber an der hanhaft die über sechzig pfenig ist, so sol in ier statricher aus dem purchrid dem lantrichter auwturden und die deuf mit im als er mit gürtel bewangen ist“ 人乃トレーハルト・ラントリッヒト・オーフ・ハーナー

羅馬ノシテル

(13) 福地(6)(6 a)綱要

(14) 福地(6)(6 a)綱要

(15) ÖW. 9, Nr. 98, aaO., S. 653, Zl. 17ff.

(16) ÖW. 11, Nr. 132: St. Peter in der Au: Freilheiten des Marktes (1446 Juni 4, Wien), S. 429, Zl. 16ff.

(17) „geschech aber das ain schedlich mensch in das aigen kam, den soll der lantrichter an den ambtmann fordern, so soll der lantrichter und der ambtmann mit ainander gen und sullen den menschen vahen, und soll der ambtmann denselben behalten mit der nachpaurn hülf unz an den dritten tag.“

(18) „Es sol der lantrichter den schedlichen menschen überwinden mit sechsen auf dem aigen und mit den sieben auf der hörstrassen, wann sich das recht verget, so soll der ambtmann geben zwen phening umb ain strick und dem zielriger 10 phening, damit hat er dem lantrichter genug getan.“

(19) ÖW. 11, Nr. 128, aaO., S. 419, Zl. 20–30.

(20) „das niemants unsers gn. h. grünten zu greifen hat umb kainerlai sachet, es wär dann ain diebstall, ain malefiz oder ain schedlich man, den soll ain richter annemen“ (ÖW. 9, Nr. 39 : Rechte und Banntaiding zu Traismauer, II., 1518 Dez. 8, S. 221, Zl. 22ff.)

(21) „Von schödlichen personen, diüb. Item, ob ein schödliche persahn diebstalls oder andere mißhandlung halb in venknus kerne, den soll unser richter biß an den dritten dag wolverwart enthalten und solches dem lantrichter ohne verzug anzeigen lassen“ (ÖW. 9, Nr. 56 : Banntaidinge und Gemärke zu Hollenburg, II., 1563 Juni 28, S.

351, Zl. 26ff.)

(22) „Item, ob ein diep oder ein schedlich man käm bei der nacht in aines nachtpaurn haus und wird begriffen, und ob der wirt ainen nachtpaurn oder zwey oder mer anruet, im ze hilf können, und ob si den ze tod slügen,

oder was si im rüten, darumb sind si dem gericht nicht verfallen" (ÖW. 11, Nr. 50 : Rechte zu Nieder-Absdorf, I. Des Klosters Nieder-Altaich (Mitte des 15. Jhd.), S. 170, Zl. 42ff.) ; ÖW. 11, Nr. 101 : Rechte des Eigens zu Ober-Absdorf I (Mitte des 15. Jhs.), S. 358, Zl. 25-30 → ~~無法53号'87~~。

(三) „Item ob ain schedlich man küm oder ain diewp mit verstollen guet, den mugen die burger wol ansfall und den gen hoff antwurten mit sambl dem verstollen guet“ (ÖW. 12, Nr. 50 : Rechte zu Steirlegg (1481), S. 657.)

(三) „und ob icht scheidlich leut in der regend begriffen, wurden, als mörder oder dieb di sal man zu dem haubt Reichenaw dem gegendrichter antwurten ... mit der hantheft, do er mit begriffen wirt“ (ÖW. 6, Nr. 13 : Bauntaidung zu Reichenau und in der Prein (16. Jhd.), S. 61)

(三) 『ÖW. 1, Nr. 29 : Ehehaft-od. Landtaidung des Pflegerichtes Taxenbach, S. 273』 『Schädliche Leit』

『ein verdecktige person』 → 『ein solche ungerechte person』 → 『그리고 그녀는 그녀를 향해 손을 뻗어버렸다』

(四) 『桂樹(きのこ)令』

(三) „ob ain laufender diep käm in di auszäigt hoffmarch, wie die vor anzaigt ist, so haben di von Kassn und ain ieder richter dascells nachl im ze greifen“ (ÖW. 14, S. 15<sup>4</sup>, Nr. 2 : Herrschaft Vichtenstein, Hofmark Kasten). 『그녀는 그녀를 향해 손을 뻗어버렸다』

„Item wan ein schedliche umschwaiende person in burgfridt alher käme u. ein böser verdacht auf der person lige o. sonst etwas unrechts an ier befunden wurd, hat nach derselben niemand anderer zu greifen als der richter“ (ÖW. 6, Nr. 41 : Statuten von St. Ruprecht an der Raab (16. u. 17. Jhd.), S. 207, n (23)) 『그녀는 그녀를 향해 손을 뻗어버렸다』

(三) „Item, wan ain streichender dieb in daß aügen kommt oder sonstem ain schedlicher mensch, so soll man innen fangen und auß bestie in stock und eisen vermachen“ (ÖW. 9, Nr. 35 : Bauntaidung der Seitenstettinischen Untertanen zu Lanzendorf, S. 205, Zl. 10ff.)

(三) „ob sich begab das in der clostergasse, auf dem Gries, in den heisern und an andern stöten Sand Polten goishaus zugehörunt ain streichender dieb oder ain schedlich man begriffen wurt, den soll des goishaus richter

(二) (完) 記号の問題の一題

- oder ambta man annemen und an den dritten tag behalten und bei im erfahren ob er schuld hab oder nit " (ÖW. 9, Nr. 14 : Bannaidinge zu St. Pölten. I. Des Klosters. 2. Rechte des Klosters in der Stadt und deren nächsten Umgebung (Anfang des 16. Jht.), S. 279, Zl. 1 ff.
- (22) „Wo ain durchstreichender dieb oder schedlicher mann durch den burgfrid und markt gieng und in der richter auf ware und gute kunsthaft und urkund fachen wolte, und da er sich mit gegenwerre des gerichts sezet und sich nicht geben wolte, wurd er darüber erstochen oder erschlagen, so soll man ime auf dem schaden legen 3 pfennig und den lantrichten geben 72 pfennig und nit mehr“ (ÖW. 9, Nr. 93 : Die bürgerlichen Gesetze des Marktes Gresten (Erstes Drittel des 16. Jhs.?), S. 642, Zl. 1 ff.)
- (23) ハセヨリ ÖW. 11, Nr. 26 : Bannaidinge zu Soob, I (Mitte des 16. Jhs.), S. 47, Zl. 16ff; ÖW. 6, Nr. 42 : Freiheiten u. Rechte von Gleisdorf (17. Jht.), S. 216, Zl. 16ff.
- (24) ハセヨリ ÖW. 9, Nr. 79 : Gerechtigkeit der Pfarrkirche zu Hofstetten (Ende d. 15. Jhs.), S. 484, Zl. 10ff, S. 485, Zl. 5ff; ÖW. 9, Nr. 37 : Rechte des Stiftes Göttweig im Amte Pihra (14/15. Jht.), S. 211, Zl. 24ff, S. 212, Zl. 4ff. J. P. Kaltenbaeck (Hrsg.) (FN. 92), Nr. CXLVI, Chorherrenstift zu St. Pölten. Vermerckt die gerechtigkeit der Vesten Oelsenburgkh, so freis aigen (1530), S. 76, Nr. 10, 11.
- (25) ÖW. 12, Nr. 25 : Rechte und Bannaidinge der Herrschaft Reichenstein und der Ämter Stampfegg und Weitersfelden, I. Reichenstein (1552), S. 330, Nr. 10; ÖW. 12, Nr. 51, aaO., S. 661.
- (26) „kumhu aber ain streichender wissentlicher dieb in das aigen, er thue schaden oder nit, so soll man im nacheilen aufs pest man kann und mag“ (ÖW. 11, Nr. 77 : Bannaiding u. Gerechtigkeit zu Eibestal (1549), S. 263.)
- (27) ÖW. 9, Nr. 72 : Rechte des Marktes Gansbach (1468 Nov. 5), S. 445, Zl. 9ff.
- (28) „kum aber der dieb in ain ander gericht und in darinn begriffe, so hais er in fahen ruest der frum die gmain an, so sollen im diesebu ains rechtis helfen“ (ÖW. 8, Nr. 8, S. 70)
- (29) ÖW. 9, Nr. 25 : Gerechtigkeit zu Streithofen und Einsiedel (1450), S. 154, Zl. 19ff, ハセヨリ 「kein streichender dieb」 ハセヨリ 「innen solchen schlechten man」 ハセヨリ 「kein streichender dieb」

- (12) J. P. Kaltenbaeck (hrsg.) (FN.92), Nr. CXXVII (Götweig um 1520), S. 26, Nr. 8 (『Wäre aber daß ain streichender dieb oder dielin auf des Goitshaus guet khäin』); ÖW.1, Nr. 39, S. 339, Nr. 20.
- (13) ÖW.9, Nr. 56 (Bantaidinge u. Gemärke zu Hollenburg, I. c. 1400), S. 343, Zl. 16-40.
- (14) ÖW.9, Nr. 99, aaO., S. 655, Zl. 18.
- (15) ÖW.6, Nr. 41, aaO., S. 207, n (23).

(16) ÖW.8, Nr. 152 : Fürstliche Begnadung der Ehrbauer im Freiergericht zu Raxendorf (1459 Aug.25), S. 1045/6.  
 (17) „So aber der dieb mit dem gistolhen guet auf di grassn kumen wär, so ist er zu antwortn als ain streichender dieb“ (ÖW.12, Nr. 62 : Freiheit und Gerechtigkeit zu Waldhausen, I. Des Klosters 1. (16 Jht.) Anno[15]49, S. 751, Nr. 15).

(18) ÖW.9, Nr. 79, aaO., S. 485, Zl. 5-9.

(19) ÖW.11, Nr. 50, aaO., S. 170, Zl. 42ff.

(20) ÖW.9, Nr. 21 : Bergtaiding über den Kreßberg und den Käferbeg, I. c. 1755, S. 143, Zl. 32ff.

(21) ÖW.8, Nr. 33 : Baantaiding zu Nappersdorf (1450?), S. 203, Zl. 22ff.

(22) ÖW.14. Herrschaft Vichtenstein, Hofmark Kasten, S. 154, Nr. 2.

(23) «ob ain schedlich man morder oder dieb, wie der namen mocht haben allhie im Werd überfarn ward» (ÖW.12, Nr. 4 : Freiheit des Bischofs von Passau und seiner Untertanen in Goldwörth, erst. Hälfte des 16Jhs., S. 82); ÖW.6, Nr. 13, aaO., S. 61 ; J. P. Kaltenbaeck (FN.92), Nr. CXIXI (Götweig 1582), S. 43, Nr. 6 (『wo ain dieb oder ain Landstauber in das Aigen geiag wurde』 ).

(24) ÖW.11, Nr. 109 : Rechte des Stiftes Zwettel zu Kammern, I (Anfang des 15. Jh.s.), S. 368 (『begriff ain nachpawr ein deup bei der naht oder in seinem haus』 ); ÖW.11, Nr. 50, aaO., S. 170, Zl. 42ff.; ÖW.11, Nr. 101, aaO., S. 358, Zl. 25ff.

(25) ÖW.9, Nr. 87 : Rechte im Amt Landfriedstetten (1371), II, Rechte gegen das Landgericht, S. 574, Zl. 19ff.

(26) 標題(25)“

(12) 暫題(三)°

(13) „ist daß dieselben [=des Gotschauß leuthen] sagen, er sey vnserer genedigen frau[n] ein getreuer holdt,

vnd seinen nachtparn ain getreuer Nachtpauer, so soll der landrichter sein außredt aufnemben, ohn alle Peini-

gung“ (J. P. Kaltenbaeck, aaO., Nr. CCVIII (Frauenklöster zu Tulln u. Erla), S. 302, Nr. 2.

(14) ÖW. 12, Nr. 13 : Gerechtigkeit und altes Herkommen des Marktes Hofkirchen (1485), S. 169, Nr. 43. 44°

ÖW. 14, S. 216 (Kloster Wilhering. Stift-u. Banntaiding 1493-1523), Nr. 15 („Es sull auch das lantgericht mit denselben täter [=ein angescosser täter] mit strenger stra[fe] nichts handln, es sei dann dem gruntherren oder seinem anwalt, hofrichter oder ambtmann vor darzue verkundt“) 45° ÖW. 6, Nr. 44 : Stiftrecht, Satzungen u. Banntaiding von St. Lambrecht, W. Banntaiding (16.Jht.), S. 235 („so dem richter geniegen will, so mag er dieselben [=böse leut] mit peinlicher straff fragen lassen und die urgicht bei gericht behalten“) 46°

(15) F. Bischoff (FN 11), S. 57.

(16) „mer so suchen wär, das auf den genannten güttern vnd gründten ain schedlich Mann beschriern wurde, So

mag den der Richter oder Ambman aufnahen vnd fuchlen“ (J. P. Kaltenbaeck, Nr. CXXX (Götweig 1575), S. 39,

Nr. 2 (=ÖW. 9, Nr. 57, S. 363, Zl. 15ff.).

(17) „Item ob ain vblüttler oder schedlich mensch herkhäm auf vnser güttn vnd der Ambman mit den geschwo-

rnen mieset in anfallen oder annehmen, welcher in nit zuhilf khäm on eelhaft noth, der wär zu wandl“ (Kalten-

bäck, Nr. CXXVIII, S. 31 (Götweig. Partidüng auf Trändorf und Zeuning) 47° Kaltenbaeck, Nr. CLXIV  
(Lilienfeld. Vermerk des Langerichts Gerechtigkeit), S. 142, Nr. 8 48°

(18) Vgl. ÖW. 9, Nr. 91 : Rechte zu Steinakirchen am Forst, I (1507), S. 624, Zl. 14ff. („wär aber das ein landrichter ein schedlichen oder malefizischen man im purkfridt wüstte, so soll er ihn an den marktrichter fordern“) 49°  
50° 藩者も低級裁判所領域にや環ひだらめの、レバツルハニテドセ『sein veint』、『die veint』 51° 52° 53° (ÖW. 9, Nr. 60, aaO., S. 385 („er wird dann beschreiben von seinen veinten“); ÖW. 11, Nr. 47 : Rügung zu Waltersdorf a.  
d. March (1414), S. 162 („wer aber das in die veint beschreiben, so sol in der richter vachen und behalten

unz an den dritten tag"), は「殺曲(三)罪現(4)」。

(12) 諸法(3) 諸法(3) Ssp. Ldr. I, 63, 2 („beschriete in mit deme gerochte“) も参照 (若者根健治「中世後期・近世初期刑事手続  
上古文書研究」註題——訳文・訳注・訳序——の全題解説による)『日本法学』五十九号 (一九八六) 一〇〇八

(13) ÖW. 6, Nr. 55, aaO., S. 317, Zl. 6-9.

(14) Vgl. ÖW. 6, Nr. 9 : Bannwidrig zu St. Gallen (Anfang des 16. Jhs.), S. 37, Nr. 20 („der sol ain geschra  
machen, damit die zu vanknuss kommen und sol alle nachparschaft darin hilflich, beisndig und gehorsam sein“)

(15) ÖW. 9, Nr. 84 (Rechte im Amt zu Maierhöfen und Bergen) (15. Jht.), S. 55, Zl. 23ff. (=G. W. III, S. 685);  
ÖW. 9, Nr. 91, aaO., S. 624, Zl. 14-25; ÖW. 9, Nr. 98, aaO., S. 653, Zl. 38-41; ÖW. 11, Nr. 128, aaO., S. 419, Zl.  
20/30; G. W. III, S. 694, Nr. 1 (Rechte zu Isper 1314).

(16) 喬謙(16) (アーヴィングトン等著) は「殺曲(3)の概要」 (参照) (アーヴィングトン等著) (アーヴィングトン等著) (アーヴィングトン等著)  
△闇殺 (アーヴィングトン等著) (アーヴィングトン等著) (アーヴィングトン等著) (アーヴィングトン等著) (アーヴィングトン等著)

(17) (14) (15) (アーヴィングトン等著) はH.Baltl (FN14), S. 43, Ann. 55 (1496) も参照。

(18) 殺曲(18) (アーヴィングトン等著) (アーヴィングトン等著) (アーヴィングトン等著) (アーヴィングトン等著) (アーヴィングト  
aliquorum rusticorum de dominio castri Mattsee et iudicatu ibidem nec non iudicatu supra Weylhart 1432), S.  
45, Zl. 11-13 („so sullen der zeugen vier sthaft sein aus der herschaft ze Mattsee und drei herzoger aus dem  
gericht Weylhart“).

(19) 喬謙(19) (アーヴィングトン等著) H. Baltl, S. 43, Ann. 55 (1681) 42-45 S. 43 (Ann. 56) (14. Jht.) 参照。

(20) ÖW. 9, Nr. 60, aaO., S. 391, Zl. 4-20; ÖW. 1, Nr. 39, aaO., S. 337 (Vermerkt die recht zu Traismawr, ze  
melden wann der vogt sitzt), Nr. 4 („Mann sol aber über in richen auf den grünten und mit zwain ubersagen,  
und damit sol man in dem lanrichter antwurten geen Kagran und sol dann daselbs mit dem dritten über in  
sagen, so sol dann der landrichter über in richen“), S. 339, Nr. 18. は「ÖW. 9, Nr. 60, aaO., S. 385, Zl. 1ff」  
参照。

- (157) 前註(39)（マタウ都市法第一六三條）、おもる前註(38)（1511年マルクト聖マーティンの文書後段）を参照。これがさしやれも現行犯行に限する。ただし、前註(38)（マリエート聖マーティン、一四九八）の事例では、現行犯行の場合やむ前註(33)掲載の如く、低級裁判所五名、高級裁判所二名による處罰が行なわれた。しかし、現行犯行の断罪は一般に「名の詛語」といふ扱いだといふべき。参照 ÖW. 7 (1886), Nr. 1: Rechte des Gerichtes, Marktes und Schlosses Kirchschlag (Ende des 16. Jhs.), S. 1-2 („so ein dieb oder anderer übelhätter mit einer handhaft begriffen wird und das die handhaft da ist, so soll man ihn hie mit zwain männern überfahren und soll ihn antworthen dem gericht von der Neustadt bis gen Lautzenküchchen als die gewohnheit ist“) の示す通りで即ちマーティンの事例でなまく各名の詛明者が必要いわゆるかが解せん。因みに右記例では、特徴的なことば、現行犯の断罪は低級裁判所で全額済ませてしまつてなり、高級裁判所への身柄の引渡しがただ処刑のためだけのものと見てよい。いざよな一例だけかい思ひれば、現行犯の身柄は必ず詛語所へ運搬されるのである。「詛語所」（マリエート）が決してあらぬことではない。
- (158) 前註(38)廿四 ÖW. 9, Nr. 84; ÖW. 11, Nr. 128; G. W. III, S. 694, Nr. 1 („da sol des eygens richten uf dem eygen sechs hören, und soll denne er in antwurten dem lantrichter ouz dem eygen“); 詳註(33)中の後註(33)（1511年）
- 後註(33)（1511年） 詳註(33)中の後註(33)（1511年）
- (159) 詳註(33)廿四 ÖW. 9, Nr. 84; ÖW. 1, Nr. 6 参照
- (160) 前註(33)廿四 ÖW. 9, Nr. 916, was dann ein schedlicher man in den markt oder in den purkfrid bringt, das ist dann deß markrichters und soll ihn mit sechs mannen überfahren hie und beim Frauen-saltthor mit dem sibenden“)
- (161) 詳註(33)廿四 11. Baltl, S. 43, Ann. 55 (1681) („item ob einer im Markt zu Obedach begriffen wierdet der ain schedlicher ist, wil man im mit süben erwinden da hat der markrichter zween und landrichter fünf im markt“).
- (162) ÖW. 9, Nr. 106 (Ehhaftaudinge zu Hollenstein und Gestling, I) (1504 Mai 7), S. 704, Nr. 10 („ob im landgericht an schedliche person begriffen oder gefangen und fur recht gefurt wirdet; so ist unser recht das wir aus

gemeinten zwain amblern Holustain und Gesting ain ambtaun selbandert oder sell dritte zu demselben rechten kömen sullen, damit dem rechten nachgangen werde").

(16 a) なみ、ふくに本文右記(a)形態の証明分担手続の「や」とや、引き渡し手続そのものがどうに行なわれたのか——例え  
「<sup>14</sup>」に渡し場所たる低級裁判所の境界地において、低級裁判官は高級裁判官にたいし低級裁判所における被逮捕者の断罪  
証明手続の經緯にてして説明を施りし、残余の品分の証明手続を高級裁判所側に申し送るというような手続が存したのかど  
うか——に関しては詳らかではない。この点にてして参考となるのは、証明分担手続例ではないが、前註(15)後段所引の事  
例(O.W. 7, N. 1.)である。ここでば、現行犯の断罪証明が低級裁判所の段階ですべて完了した後、低級裁判所側は、有罪  
者を低級裁判所境界で高級裁判官に引渡す<sup>15)</sup>、「<sup>16</sup>」、「断罪証明書」なる文書を手交<sup>17)</sup>し、und soll darnach  
herrschaft oder richter und die zwölf ihren brief da mitschicken und soll dareinschreiben ihr gewiessen wie er  
überfahren seie mit rechten hinun an den pohn")。

## 五

証明分担手続の形態はこのように様々であった(前記(a)(b)(c)(d)(e)(f))が、その中で、比  
較的多く文書に現われたものは前記例(a)やおいたとほ既述の通りである。ただし、低級裁判所と高級裁判所とに  
配分された証明者の数の方は必ずしも一率ではなく、例えば、低級裁判所に六名が配分され高級裁判所が一名を聽取  
する一方で、他方<sup>18)</sup>五名(低級裁判所)と二名(高級裁判所)あるとは二名と一名、といった配分方法も知られ  
た。これはいわゆる、右記(a)例で特徴的であったのは、(1)証明者がすべて低級裁判所領域から採用され、(2)証  
明者の一部は低級裁判所において、他の部分は低級裁判所の入口(境界地)で、各々、低級裁判官、高級裁判官の聴  
問を受け証明手続に従事して、いたことである。ここと、とくに右の(1)、すなわち、低級裁判所側、高級裁判所側の

いすれからも聴取を受ける証明者が、低級裁判所から選ばれていたことに注意を喚起したい。高級裁判官が低級裁判所の入口で行なう聴聞の対象となつた証明者もまたこのようく低級裁判所領域に所属していたのである。この点に関して、低部オーストリア、ヴァイendorfにおけるデュルンシュタイン(Dürstein)修道院の判告文書(一四九〇)に非常興味深い記事が知られる。<sup>(15)</sup> すなわち、修道院領の役人が、低級裁判所領域で逮捕された「徘徊窃盜犯」を同裁判所の境界地 („das alt gemerckt“)においてラント裁判官に引き渡すときに、ラント裁判官が、当該「有害な人間」の断罪に必要な証明者の一人を低級裁判所領民の中から差しだすよう求める場合には低級裁判官はこれを選び出し、ラント裁判官に提供せねばならないとされているのである。断罪手続において低級裁判所領民 („gesessen ab dem guet“) たる証明者の陳述に、いかに重きが置かれていたかの一斑を垣間うかがうことがやきよ。やしやの点でもねむ、右記(f)例も参考され得るであろう。ここでは既述の通り、「有害な人間」がラント裁判所で裁判を受けるとき、関係の低級裁判所から役人が証明者として一名あるは二名の領民を伴なつて出向き、その断罪手続に参加して、いたのである。

ところで、証明者の全体が低級裁判所側から採用された例は実は、右記(a)例以外にも、(b)例を除いた他例、すなわち(c)(d)(e)諸例においても知られ、かくして、それは、証明分担手続事例全体の中で、中心的例であつたことが判明する。低級裁判所側から証明者すべてが採用されたというのは、証明者たちが低級裁判所領域からまとまつた一団として選出されたことを意味する。そしてこの点については、ショタイアマルク領内にあつたザルツブルク大司教の所領 Leibniz und Grätz に拘わる判告文書(一四三五)が参考となる。こゝで、低級裁判官 („meins herren von Salzburg richter“) が、刑罰が死刑に値する罪について („umb den töd“) 五人の証明者 („gezeug“) を聴聞した後で、当該「有害な人間」をラント裁判官に引渡し („darnach sol man in antwurten dem landrichter ab meins

herren gericht")'、その後ラント裁判官は「最後の残りの二名の証明者」(die letzten zwey gezeug)を聴取し、犯罪者を断罪すべきものとされてゐる。この「最後の残りの二名の証明者」なる文言には、低級裁判所から採用された証明者七名がまとまつた一つの団体を形づくっていたありさまでうきく言い表わされているようと思われる。

しかしそり重要なことは、このように証明者全体が低級裁判所領域から採られていた中に、「有害な人間」の断罪をめぐる主導権もしくは決定権は低級裁判所に握られていた。<sup>(16)</sup>（言葉をかえれば、高級裁判所は、全体として低級裁判所領域から選ばれたこれら証明者の中の一<sup>(17)</sup>定部分——しかも主として小部分——に關係するに過ぎなかつた）ことが見える点である。そしてこの低級裁判所が主導権もしくは決定権を掌握していた根拠を探つて見るに、それは、高級裁判所側からの低級裁判権の干与にたいする防御という意味での、低級裁判所側による断罪権の主張——もちろんこのようないくつかの要因を全く無視してしまうことはできぬが——にあつたと見るよりは、むしろ、被疑者が「有害な人間」として低級裁判所領域において捕えることができたこと、そして当該逮捕に関しては低級裁判所領域において容易に証明者を集めることができること、手続法上の、しかもより現実的な情況が重視された結果によるものと捉えられ得ないであろうか。この点に言えば、前記(b)例で、高級裁判官が証明者三名を伴なつて低級裁判所において開かれた裁判集会に参席したのも、まさに、この低級裁判所の領域において容疑者が逮捕されたという現実がひとつには勘らいていたのではないであろうか。そして、丁度この事例と対照的な位置にあるのが前記(f)例であり、ここでは既述の如く、高級裁判所領域において、捕捉された「有害な人間」の裁判に際して、低級裁判所からは裁判官が一、二名の証明者を連れて赴いているのである。

このように、低級裁判所側に断罪のイニシヤチブが存したという、この間の事情が、低級裁判所領域において被疑者を「有害な人間」として捕縛できたところから来る、手続法上の現実の問題にあつたというように捉えることが可

能であるとするならば、」れと関連してやむに」、証明者の中心部分は、低級裁判所領域に到来もしくは居住せる「有害な人間」にたいして、「叫喚告知」(„beschreien“) や「逮捕」(„begreifen“) を保つた低級裁判所領域の住民、同裁判所の裁判官・属吏から成つたと見ることが許されるであろう。というのはこれらの者こそは、「有害な人間」の逮捕の情況——これは同時に逮捕時における被逮捕者の「有害な人間」たる情況でもあつた——について必要な陳述をなし得る「関係者」(„Verwandter“) であつたはずだからである。しかしながら、」の点については、残念ながら、文書から直接の証拠をあげることができないのである。ところことは、さらに、これらの証明者の法的性格の問題、換言すれば、低級、高級裁判官の聴聞に答えてかれらが陳述を行なつたのは、宣誓補助者としてなのか証人としてなのかという、かの伝來の問題、についても、判告文書からは解答を見出すのが困難であることを意味する。ただ、以下のことは注意を喚起しておきたい。被疑者が低級裁判所領域において逮捕される——しかも現行犯行以外において——とき、逮捕に際しその契機となつていたもの、言い換えれば、被逮捕者の「有害な人間」たる情況は、かれが、(i) 非定住民であったこと、(ii) (常習犯容疑者としての) 蔑評を蒙つていたことについたであらう。とすれば、証明者の証明対象となつていても、これら二点といえる。では、」のような証明対象の下における証明主題とはいつたのであるうか。それが、「かれ〔被逮捕者〕は有害な人間である」(„das er ein schädlich man war“)、に他ならなかつた。証明者が低級、高級の両裁判官の聴聞に答えて行なつた陳述は、」の点に関係して、いた。この陳述で基本テーマとなつていていたのは、被逮捕者の有害性の確定であつて、そこでは、被逮捕者の特定犯行の存否は、陳述者にとって、少なくとも主要な関心事とは捉えられていない。ある人間の具体的な犯罪の立証にかかわらずとも、証明者がその者を断罪できるようにしたところに「有害な人間」にたいする刑事手続成立の意義が認められるとするならば、」ののような断罪手続に携わつた証明者——いじでまとめて、証明分担手続における証明者——に

「証人」を求める（ハンス・ヒルシェ）」とは困難であろう。

既述の如く、証明分担手続は、低部オーストリア、シュタイアマルクに比較的多く目に付いた。他面これらの領域において、被逮捕者＝「有害な人間」の引き渡しを中心に、低級、高級裁判所間の関係は判告文書に数多く述べられているのであるが、これに比べて、証明分担手続に触れるものは、極く限られていた。これはなぜであろうか。証明分担手続に直接言及していない場合でも、同手続は判告文書の書き手にとってほぼ自明の制度と見なされて、文書に現われるのはただ偶然のこと過ぎないのであろうか。残念ながらここでは、この問題に明快に答えるだけの材料がない。ただ、判告文書において証明分担手続を定める事例のあまりの少数などを顧慮するとき、同手続が、低級、高級裁判所間関係法の中でも、必ずしも一般的法制度とはなってはいなかつたのではないかとの印象はぬぐえない。

そこで、このような印象との関連で、『シュタイアマルクラント法書』において証明分担手続を定めたかの第一一八条の意義について、アントン・メルが指摘するところをここで紹介しておくるのは無益ではなかろう。

メルによると、同法書第一一八条が定める、「有害な人間」の断罪のために領主(steiermärkische Dienstherren)が行なう「五人の証人の聴聞」とは、シニタイアマルクのラントヘレン層に「一般的に帰属した権利といった性格のものではなくて、第一一八条が示すのは「例外的事例」なのである。言葉を替えれば、グルントヘルのこのような聴問権は、かれの「私領」(freies Eigen)そのものに当然に附着する権能であつたのではなく、「最上級の裁判領主としてのランデスフェルストが場合場合に、私領の保持者にたいして附与したもの」なのであった。」この点を示してくれる証書史料としてかれは、(イ)修道院ザイツ(Karlaus Seitz, シニタイアマルク)に拘わる一二五七年の特權状、大公フリードリッヒ五世によるその確認(一四三八<sup>(註)</sup>)、そして低級裁判所たる修道院ザイツによる「五人の証人の聴聞」権を保証する、ブランケンシュタイン(Plankenstein, 低部オーストリア)のラント裁判官、アンドレー・メツ(Andree Metz)の詔

書（一四三九<sup>(四)</sup>、（ロ）既述ウルリッヒ・フォン・ヴァルゼーの和解文書（一三三七<sup>(五)</sup>）の他に、次の文書（ハ）をあげている。）」れば、城塞ペッガウ（Feste Peggau）にて大公フリードリッヒ五世がシニテファン・フォン・モントフォルト伯（Graf Stefan von Montfort）に与えた特權状（一四三五年九月十六日附）である（シュタイアマルク、グラーツの北方に位置したヘルシャイト・ペッガウは、フォアアルンベルクの名門セントフォルト家がこれを一四五〇年から一五九六年まで領有した）。これによると、セントフォルト伯はペッガウの低級裁判所においてあらゆる種類の犯罪について裁判をなす権利を得、その低級裁判官（ain ambtmann und richter）は同處において五人を聴問し、犯罪者を引き渡した後は、グラーツの裁判官が二人をラント裁判所において聴取すべしとされていた。

この特權状の内容は見られるよう」、『シュタイアマルクラント法書』第一一八条の趣旨に全く添うものであつたわけだが、右掲諸証書からメルは、「この一一八条に述べられたる「五人の証人の聴問」権はランデスヘルによってグレンントヘルにその時々に授与されていた特權だったと見るようである。したがつてその権利は、例えばランベレン層が自己の領民にたいして低級裁判権を一般的に所有したといふには、決して普遍的なものでもなく恒常的な性格のものでもなかつた。逆にそれは、「七人による断罪手続（Übersiebungung）」そのものにおけると同様、「例外的にのみ行使される（exceptionell）権利」に所属した。それがゆえこそ、却つて、かの『シュタイアマルクラント法書』の編者（ヘルバッハ）をラント裁判所書記（Landschreinenschreiber）と呼ぶのは、これら両手続（つまり「五人の証人の聴問」と「七人による断罪手続」）を、第一一八条でもつとくに強調せねばならないと考えたのである。これにたいし、低級裁判権がラントヘルンに帰属したこととはすでに一般に周知のことにしており、そのためか、かの編者はこの点についてはとりたてて同法書中に規定を設ける必要はなかつた。<sup>(四)</sup>メルの所論はこのようである。）」）では、かれの見解を立ち入る場所ではないが、ただ、それを僅かな手がかりとして、証明分担手続の成立問題に関するひとつの見通しを

立て、これに関連し中世裁判法上における同手続の意義を指摘することで、まことに雑駁な本稿の筆を擱くことにしたい。

証明分担手続例の全体数は少ないものの、同手続、そして延いては低級裁判所から高級裁判所への犯罪者の引き渡し現象が、とくに低部オーストリア、シニタイア・マルクにおいて比較的目につく背景は、これら両地域においては低部バイエルン領域と同様グルントヘルシャフトがひろく展開していたこと、しかしにもかかわらず、他方でラント裁判所が領邦権力のひとつの中立所としてその役割を果たし得ていたことに求められよう。これらの点を一応の前提として見たとき、証明分担手続の成立史は、ほぼ以下の如く見通す——その詳細は今後の課題とはなるが——ことができるであろう。

オーストリアには、十三世紀末葉成立のかの『オーストリア・ラント法書』以来の伝統で、十四世紀になっても、「有害な人間」にたいする断罪手続——しかも相当に簡易主義的な——が行なわれていた。<sup>(1)</sup>このことは、少なくとも中世南ドイツ領域をとっても、頗る特異な現象ではあったが、これはともかくも、この裁判手続の担い手もしくは推進力となっていたのは、オーストリア大公の領邦権力、具体的にはラント裁判所であった。すなわちラント裁判所を中心となって、「有害な人間」の領邦からの駆り立て（いわば一種の「有害な人間」狩り）が起こっており、このような狩り出しを通して、犯罪被疑者の一部は低級裁判所領域へと逃げ込むという事態が生じてきたのである。かくの如き事情を示唆すると思われるものが、後代の判告文書からも一部うかがえる。例えば、一四一四年の一文書（低部オーストリア）には、次のように述べられているのである。「有害な人間が〔グルントヘルの〕当所領へと追わされて（gejagt wird auf das aigen）、そのブルクフリート領域に到来し、そして〔それに統いて〕かれ〔有害な人間〕の敵〔追っ手〕がかれを追跡して〔当所領に〕来るときは、〔当該領地の〕裁判官〔dorfrichter〕はかれを〔捕え〕最少限の衣類を着けさせ

て、かれ「ラント裁判官 (Landrichter)」に引き渡すべし<sup>(E)</sup>。」に見える „jagen auf das aigen“ なる言ひ回しの中に、ラント裁判官による「有害な人間」の駆り立て現象の一局面を読み取ることはできないであろうか。これはともかくとして、主にラント裁判所が管掌してきた「有罪な人間」の断罪は当該ラント裁判所領域におけるラント裁判官の活動によるのみではやがて塔が明かなくなり、そのような犯罪者が流浪者たる存在形態をとつていていたというその基本的性格の上からいっても、裁判手続面において、低級裁判所との共同がどうしても必要となつてくる。このことが、後代判告文書に頻繁に述べられるに到る「有罪な人間」の引き渡し現象を導くのであるが、これと共に、他方、この問、オーストリアにも「有罪な人間」にたいする手続として、「七人による宣誓手続」が導入されると、従来の如くラント裁判所のみが当手続を管掌するに止まらず、当手続の実施について低級、高級の両裁判所間に共同作業が生じ、しかもこのことが、証明者七人の聴聞手続を頗ら合うという形態でもつて、証明分担手続の採用へと連なつた。ただすべての低級裁判所が高級裁判所の「七人による宣誓手続」に自動的に加わり得たのではなくて、グルントヘルがこれに高級裁判官と共同し得るために、本質的には、領邦君主からの特権の授与を得たねばならなかつた。このようないふことのあるものの、しかし、低級裁判所が「有害な人間」にたいする断罪手続の一翼を担うということによつて、低級裁判権者は高級裁判権者にたいして、自己の裁判領主権力の維持に効果を期待し得ると共に、高級裁判所は高級裁判所で、低級裁判所領域において逮捕された被疑者の断罪については低級裁判所側からそのための証明者を提出させることによつて、証明手続を比較的容易にすすめ得たことであろう。

このように、オーストリアの中世領邦裁判制度は、低級裁判所、高級裁判所のいわば二元主義を保持しつつも、しかし他面で、「有害な人間」という特定犯罪現象 (Kriminalität) の大量化にたいしては、低級、高級裁判所は共同して、その鎮圧に当たらんとした。このところに、証明分担手続の中世裁判法における意義を認めることができないで

あらうか。それゆゑ「人ひいへん」、低級裁判所が、高級裁判所と共に証明分担手続に従事し、「のかもり」と犯罪者断罪権を確保し得えた背後もしくは前提には、低級裁判権のもとににおける犯罪捜査活動（Voruntersuchung）がすでに相当に進展していた事情が存したものと思われるところに注意を喚起しておかなければならぬ。<sup>(E)</sup> 低級裁判所はただ単に、その領域内の犯罪者を捕捉しこれを高級裁判所側に引き渡すといっただけではなく、「犯罪者断罪」と「せせめ」と実質上の右のような活動面を合わせ有した事情は、証明分担手続の展開を通して垣間ではあるがうかがえる。

「有害な人間」にたゞする断罪手続が「七人による宣誓手続」にこう特殊形態の手続を採用していたといふふるいのよろんな形式的な断罪形態そのものがやがて「どめを刺されたる」になる——遅くとも十六世紀——より証明分担手続の運命は自ずと流れはじめるのである。

(E) J.P. Kaltenbäck (hrsg.), Nr. CLXII (Hier sindt vernerecht die Teding vnd gerechtigkeit die des Gotzhaws eze dierstein holden etze Wüldorf haben) (1490), S. 133, Nr. 8 („Ob ain streichender dieb inner hawß begiffen wurdet, den sol der Amtmann antwurttet an das alt generecht, als er mit gurtl vmbfangen ist, vordert der landrichter aynen gesessen ab dem guett fuer einen schedlichen man des er überzeugt wirdt, den soll der Amtmann antwurttet ab dem guett“).

(E) ÖW. 1, Nr. 38 : Rechte des Erzstiftes bei Leibniz u. Grätz (1435), S. 334, Zl. 6-12. <sup>444</sup> F. Bischoff (FN. 11), S. 63 <sup>445</sup>

(E) 「人ひいへん」本文右記(ア)源や、ハト裁判官が低級裁判所に付る「有害な人間」の處罰に及ぶるの懲罰集が高級裁判所の比較多數の領民々々に構成されてゐる構成がよくあることだ。ÖW. 9, Nr. 105: Bannständinge zu Waidhofen an der Ipsi, I, Rechte der Bürger in der Stadt (c. 1500), S. 687, Zl. 1-5 „wenn ain lanrichter über

中世オーストリア法における高級裁判と低級裁判の一問題（二・完）

- ainen schedlichen man oder weib richten wil in dem purgfrid, so sol di schramm besetzt werden mit der merern  
menig von den burfern in der stat") 『オーバーラウダ』。
- (166) ÖW. 9, Nr. 57 : Rechte zu Wolfsberg, Angern u. Tiefen-Fucha (1507), S. 363, Zl. 15—S. 364, Zl. 2; ÖW. 9, Nr.  
89, Taidinge des Klosters Gaming, Landgericht Gämink, S. 596, Zl. 20-27 („so sol der hoffrichter mit gueter  
kundschaft weisen das der ain solch schedlich man sei“).
- (167) A. Mell (FN 13), S. 222 (Ann. 414, 415, 416, 417). 『オーバーラウダの典義ハシマニカセテガタ』 第1—8条中記述だ  
Q „oft“ 『オーバーラウダ』
- (168) F. Bischoff (FN 11), S. 62.
- (169) F. Bischoff (FN 5), S. 127 (Ann.)
- (170) 榎樹(∞)(?)°
- (171) F. Bischoff (FN 11), S. 62/3.
- (172) A. Mell (FN 13), S. 223.
- (173) 『オーバーラウダ』 『オーバーラウダの典義ハシマニカセテガタ』
- (174) ÖW. 11, aaO., S. 161 (1414): "ob ein schedliche man gejagt wurd auf das aigen und kem in den puerckfrid,  
und ob im sein veint nachkommen, so sol im in ein richter antwurten als er mit gurtel umbhangen ist"
- (175) 『オーバーラウダ』 『オーバーラウダの典義ハシマニカセテガタ』 F. Bischoff (FN 11), S. 58 『オーバーラウダ』
- (176) 『オーバーラウダ』 『オーバーラウダの典義ハシマニカセテガタ』 ÖW. 6, Nr. 13, aaO., S. 61 („das allain der  
abt und sein anwäll alle sach verhöhn und richten sollen und straff, pueß, groß oder claim, von in nemen  
nach seiner verständigkeit, an allain das gericht über das bluet, das der heilig orden nit haben will“) 『オーバーラウダ』
- (177) Vgl. F. Bischoff (FN 11), S. 63. 『オーバーラウダ』 「オーバーラウダの典義ハシマニカセテガタ」 の處あるのを十四世纪後半に見てもうる。 『オーバーラウダ』 榎樹(?)版或『オーバーラウダの典義ハシマニカセテガタ』 四十一年の現存本参照。